

入札の質疑に対する回答（令和5年5月12日公告分）

契約番号	13	
契約件名	第二清掃処理場等解体撤去工事	
質疑受付日	質疑	回答
5月18日	1. 工場進入路解体の、橋脚、橋桁解体時には桁下に棚足場を設置した場合道路の通行止めは可能でしょうか。（レッカー吊り取りの為）	通行止めは可能と思われませんが、実施にあたっては、交通管理者（海老名警察署）から道路使用許可、道路管理者（海老名市）から道路占用許可の手続きが必要となり、それぞれ指導等を受ける必要があります。
5月18日	2. 西側の空き地を解体材の2次破砕場所として利用が可能でしょうか。	西側の空き地がどこを指しているのか判りませんが、第二清掃処理場と新幹線との間で現在駐車場として使用している土地は、場合によっては工事ヤードとして使用することを想定しております。ただ、解体工事終了後に行う土地利用で、土壌汚染対策法の形質変更の届出が必要となることから、その届出で提出する地歴調査報告書に影響が出ないための養生をお願いすることになります。
5月18日	3. 現計画の工事車両出入口を現ゲートの西側道路フェンスを撤去して進入する事は可能でしょうか。	工事完了時に撤去したフェンスを復旧することで撤去は可能です。
5月18日	4. ガレキ総数に橋桁・橋脚の数量が入っていますか。	がれきの総数は建設時に使用した材料の数量を計上しております。従いまして含まれているものと判断しております。
5月18日	5. 仮設事務所、詰所、通勤車両駐車場等で約300m2必要ですが、敷地内に確保出来ると考えて良いでしょうか。	第二清掃処理場敷地内で確保することも可能です。また、質疑②の回答と同様に考えていただくことも可能です。
5月18日	6. 内訳書A-10号改修整備工事「既設5号井戸改良費」と有りますが、どのような改良をお考えでしょうか。	現在コンクリート構造物で囲われた状態ですが、不用な構造物を撤去し、水中ポンプにより揚程が出来るような改良をイメージしております。
5月18日	7. 施工に必要な用水は、上記「既設5号井戸」を使用して良いのでしょうか。水道本管から給水管を取り出し、水道水を使用するのでしょうか。	5号井戸を使用する場合は、関係機関に取水のための手続きを行う必要があります。また、上水道を利用する場合は、所管する県水道局に手続きを行う必要があります。
5月18日	8. 廃棄物及び建設副産物の内、単価表C-7号以下にAs殻・コン塊運搬距離が記載されていますが、その他廃棄物搬出で指定地・指定距離が有りますでしょうか。	特に指定地・指定距離の定めはありません。

5月23日	9. 第二清掃処理場の内訳書A-15(添付書P.3末尾) スクラップの内、解体プラント機器一式とありますが詳細の数量を提示していただけますでしょうか。	解体するプラント機器のスクラップについては、一式として見積を徴取した金額を計上しています。従いまして、数量の詳細はありません。
5月25日	10. 本工事内訳書「2頁目 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費」について、諸経費率の算出で採用した積算基準書の出展元をご教示願います。	環境省の循環型社会形成推進交付金交付取扱要領・算定基準及び国土交通省大臣官房官庁営繕部の公共建築工事共通費積算基準に基づいて算出しています。
5月25日	11. 本工事の共通仮設費率及び現場管理費率の積算について、週休2日補正は考慮していない、と考えて宜しいでしょうか。また、一般管理費率の積算について、前払金支出割合区分15%を超え25%以下(乗率1.03)を採用していると考えて宜しいでしょうか。	10項の記載の基準に基づいたものです。
5月25日	12. 本工事の共通仮設費率及び現場管理費率の算出について、処分費の合計額は、共通仮設費率及び現場管理費率の対象額から除外していると考えて宜しいでしょうか。	お見込のとおりです。
5月25日	13. 一般管理費率の算出について、処分費の合計額は、一般管理費率の対象額としていると考えて宜しいでしょうか。	対象としていません。
5月25日	14. 本工事内訳書「2頁目 スクラップ費 1式」について、積算した金額の端数調整は、千円未満切り捨てを採用していると考えて宜しいでしょうか。また、最低制限価格を算出する際のスクラップ費の乗率は、100%を考慮していると考えて宜しいでしょうか。	金額の端数処理は千円未満切り捨てを採用しておりません。また、スクラップ費には最低制限価格算出の率は乗じていません。
5月25日	15. 本工事費内訳書「A-7号 集積運搬処理処分費」について下記処分費単価又は出展元をご教示願います。 ・グラスウール・ロックウール処分費 ・ALC処分費 ・モルタルを含むがれき類処分費 ・石綿含有廃棄物処分費 ・石膏ボード処分費 ・廃プラスチック処分費 ・金属くず処分費 ・混合廃棄物処分費 ・特別管理産業廃棄物処分費	特別管理産業廃棄物は見積価格、他は刊行本の単価を採用しています。なお、単価の事前公表は行っていません。

5月25日	16. 本工事費内訳書「A-7号 集積運搬処理処分費」のうち、「特別管理産業廃棄物処分費 1式」について、「1式当りの数量は、解体材料数量集計表（2）に記載されたアスベスト含有建材 29.7m ³ であると考えて宜しいでしょうか。	特別管理産業廃棄物処分費には、石綿含有廃棄物は含んでいません。
5月25日	17. 本工事費内訳書「A-11号 工事施設費」のうち、「仮囲い設置・撤去工 389m」について、「積算で見込んでいる仮囲い材料の日数」をご教示願います。	12カ月です。
5月25日	18. 本工事費内訳書「A-11号 工事施設費」のうち、「パネルゲート設置 W=6.3m、H=4.5m 1箇所」について、パネルゲート材料費の出展元は、建設物価の公表価格（パネルゲート 日本機電製 PG(N)63であると考えて宜しいでしょうか。異なる場合、パネルゲートの単価の出展元又は積算で採用した単価をご教示願います。	建築コスト情報の単価です。なお、単価の事前公表は行っていません。
5月25日	19. 本工事費内訳書「A-11号 工事施設費」のうち、「パネルゲート設置 W=6.3m、H=4.5m 1箇所」について、パネルゲート材料費の損料率は、50%（2回使い）を採用していると考えて宜しいでしょうか。異なる場合、積算で採用した損料率をご教示願います。	18項の単価のみを計上しています。
5月25日	20. 本工事費内訳書「A-11号 工事施設費」のうち、「敷鉄板設置撤去工 162m ² 」について、積算で見込んでいる敷鉄板材料の規格は、22×1524×6096であると考えて宜しいでしょうか。また、積算で見込んでいる敷鉄板材料の日数をご教示願います。	敷鉄板の面積は資材の規格による面積ではなく必要とする最低面積としており、t=22の敷材としています。また日数は12か月です。
5月25日	21. 本工事費内訳書「A-12号 労務者輸送費 別紙共通仮設費計算書」のうち、「労務者輸送費 1式」について、1式計上された労務者輸送費の内訳、数量、日数についてご教示願います。	10項の記載の基準に基づいてたもので、数量、日数についての内訳はありません。

5月25日	22. 本工事費内訳書「A-14号 共通仮設費 別紙共通仮設費計算書」のうち、「共通仮設費 1式」について、1式計上された金額は、共通仮設費率を考慮した共通仮設費を計上していると考えて宜しいでしょうか。異なる場合、共通仮設費 1式の内訳をご教示願います。	10項の記載の基準に基づいたものです。
5月25日	23. 本工事費内訳書「A-15 スクラップ費」のうち、「鉄骨から銅までの6項目」について、「スクラップ単価の出展元は、建設物価と積算資料の二誌平均を採用したものであると考えて宜しいでしょうか。異なる場合、鉄骨から銅までの6項目のスクラップ単価の出展元をご教示願います。	お見込のとおりです。
5月25日	24. 本工事費内訳書「A-15 スクラップ費」のうち、「鉄骨から銅までの6項目」について、「積算で採用した単価は、運搬費及び積込費、取卸費を控除していると考えて宜しいでしょうか。	控除していません。
5月25日	25. 本工事費内訳書「A-15 スクラップ費」のうち、「鉄骨から銅までの6項目」について、スクラップ費単価で控除した運搬費の運搬距離は20 kmであると考えて宜しいでしょうか。異なる場合、積算で採用した運搬費の運搬距離をご教示願います。	24項と同じです。
5月25日	26. 本工事費内訳書「A-15 スクラップ費」のうち、「解体プラント機器 1式」について、見込んでいるスクラップの内容、数量、規格」をご教示願います。	解体するプラント機器のスクラップについては、一式として見積を徴取した金額を計上しています。従いまして、数量の詳細はありません。
5月25日	27. 本工事費内訳書「B-5号 周辺環境に係る調査分析費 工事前、工事中、工事後」について、大気測定から一般環境測定までの7項目は、共通仮設費率、現場管理費率、一般管理費率の諸経費計算の対象外で積算していると考えて宜しいでしょうか。	お見込のとおりです。

5月25日	28. 本工事費内訳書「B-5号 周辺環境に係る調査分析費 工事前、工事中、工事後」のうち、「一般環境測定 1式」について、1式計上された内容、数量、回数、規格等の積算条件をご教示願います。	仕様書に記載の内容で、20か月常時測定の見積価格です。
5月25日	29. 本工事費内訳書「B-6号 安全対策に係る調査分析費 解析設備及び作業環境」について、ダイキシン類（含有）試験から集じん設備口測定までの7項目は、共通仮設費率、現場管理費率、一般管理費率の諸経費計算の対象外で積算していると考えて宜しいでしょうか。	お見込のとおりです。
5月25日	30. 本工事費内訳書「B-8号 土壌汚染調査分析費 対象：事前調査にて未実施箇所・調査指標値超」のうち、「ボーリング調査 4箇所」について、ボーリング調査の費用は、共通仮設費率、現場管理費率、一般管理費率の諸経費計算の対象項目で積算していると考えて宜しいでしょうか。	対象外として積算しています。
5月25日	31. 本工事費内訳書「B-8号 土壌汚染調査分析費 対象：事前調査にて未実施箇所・調査指標値超」のうち、「ダイキシン類（含有）試験 12検体」について、ダイキシン類（含有）試験の費用は、共通仮設費率、現場管理費率、一般管理費率の諸経費計算の対象外で積算していると考えて宜しいでしょうか。	お見込のとおりです。
5月25日	32. 本工事費内訳書「C-13号 大気測定 ダイオキシン類、水銀、ひ素」について、それぞれの単価又は出典元をご教示願います。	刊行本の単価を計上しています。なお、単価の事前公表は行っていません。
5月25日	33. 本工事費内訳書「C-14号 大気測定 アスベスト、SPM」について、「アスベスト 1検体」及び「SPM 1検体」の単価又は出典元をご教示願います。	見積価格及び刊行本単価を採用しています。なお、単価の事前公表は行っていません。

5月25日	34. 本工事費内訳書「C-16号 水路水質 水質基準に関する項目」のうち、「大腸菌群数 1検体」について、積算で採用した単価は、「大腸菌群数（計数法）」もしくは、「大腸菌群数（最確数法）」のどちらを採用したのかご教示願います。異なる場合、大腸菌群数単価の出展元をご教示願います。	計数法です。
5月25日	35. 本工事費内訳書「C-19号 作業環境測定 ダイオキシン類、粉じん」のうち、「ダイオキシン類分析 1検体」について、ダイオキシン類分析単価の出展元は、建設物価掲載のばい煙測定分析（サンプリング費用含む）の単価を採用していると考えて宜しいでしょうか。異なる場合、ダイオキシン類分析単価の出展元をご教示願います。	お見込のとおりです。
5月25日	36. 本工事費内訳書「C-19号 作業環境測定 ダイオキシン類、粉じん」のうち、「ばいじん 1検体」について、ばいじんの単価の出展元は、建設物価掲載のばい煙測定分析（サンプリング費用含む）のばいじんの単価を採用していると考えて宜しいでしょうか。異なる場合、ばいじんの単価の出展元をご教示願います。	複数の刊行本の平均単価を採用しています。
5月25日	37. 本工事費内訳書「C-20号 作業環境測定 アスベスト」のうち、「アスベスト 1検体」について、単価の出展元又は積算で採用した単価をご教示願います。	見積価格との比較により刊行本の他の分析単価を採用しています。なお、単価の事前公表は行っていません。
5月25日	38. 本工事費内訳書「C-21号 集じん設備口測定」のうち、「計測器及びモニタリング装置 1式」について、モニタリング装置の単価の出展元又は積算で採用した単価をご教示願います。	見積価格です。なお、単価の事前公表は行っていません。
5月25日	39. 本工事費内訳書「C-21号 集じん設備口測定」のうち、「設置撤去費 5回」について、設置撤去費の単価の出展元又は積算で採用した単価をご教示願います。	見積価格です。なお、単価の事前公表は行っていません。

5月25日	40. 本工事費内訳書「C-22号 埋戻し土調査分析」について、前処理費からダイヤン類（溶出、含有）試験までの29項目は、共通仮設費率、現場管理費率、一般管理費率の諸経費計算の対象外で積算していると考えて宜しいでしょうか。	お見込のとおりです。
5月25日	41. 本工事費内訳書「C-24号 交通誘導警備員B 工事ヤード」及び「C-25号 交通誘導警備員B 交通規制時」について、積算で見込んである交通誘導警備員Bの数量をご教示願います。	488日の期間で1名、52日の期間で3名の体制で計上しています。
5月26日	42. 環境省通知「平成26年2月3日環産第1402031号 建築物の解体時における残置物の取扱いについて」より、残留ごみ・残留灰・その他残置物等は一般廃棄物に該当し、その処理責任者は建築物所有者にあるとされております。着工時にはこれら残置物は無いものと考えてよろしいでしょうか。また、工事中に残置物が発見された際には、組合にて引き取りを行っていただけますでしょうか。	全ての残留物を撤去することは、不可能と考えており、状況により仕様書P.1「2.変更・精算（1）組合からの指示等による工種の追加」により対応することになります。ただ、各設備内に残留する「焼却灰」、「飛灰」及び設備に付随するものについては、ご質問の環境省通知には該当しないものと判断しております。
5月26日	43. 仕様書P.21「1.事前調査結果」について、外壁の塗材に含有されているアスベストは、主材・下地調整材のどちらに含有されていますでしょうか。	コンクリート打放上が下地調整塗材に、ALC板上が主材に含有しているのを確認しています。
5月26日	44. 仕様書P.27「（4）作業環境に示す対象エリア」の各室が、施工計画において設定した同一管理区域内にある場合は、その管理区域内において1回（1検体）と考えて宜しいでしょうか。	仕様書P.25（4）作業環境の表中に記載のとおり「1回以上適宜」としており、表下に記載の事項を含めて対応することになるため、現時点で断定はできません。
5月26日	45. 仕様書P.30「3.環境調査等（表、一般環境測定）」について、一般環境モニタリングの測定箇所は場内1箇所ですらよろしいでしょうか。	ご質問の箇所は1箇所としておりますが、仕様書P.30、表上段記載文の「なお書き」の対応が生じる場合があります。

5月26日	46. 仕様書P.1「1.仕様書の適用範囲」について、性能発注方式において本工事内訳書の数量に対する減額の精算はありますでしょうか。また、実施設計時に提出する内訳書に対する増減精算をお考えでしょうか。	仕様書P.1「2.変更・精算」に記載の事項に該当する場合、ご質問の精算等を行うこととなります。例えば「(2)本仕様書を下回った設計及び施工となった場合」の例として、仕様書P.3「1.解体撤去すべき施設概要」に記載の基礎杭の引抜が何らかの理由で対処できなかった場合、精算等の対象となります。
5月26日	47. 仕様書P.1「2.変更・精算(2)本仕様書を下回った設計及び施工となった場合」とは、仕様書の内容についてであり本工事内訳書の内容及び数量ではないと考えてよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
5月26日	48. 本工事費内訳書「A-10号 改修整備工事」のうち、「立入防止フェンス補修」及び「門扉設置」について、決まっている仕様、規格、数量等をご教示願います。	人力により開閉可能なもので、仮設ではなく、施錠管理により人及び車両が敷地内に侵入することが出来ない程度のものを想定しております。
5月29日	49. <本工事内訳書>「A-7号集積運搬処理処分費」に示される「特別管理産業廃棄物運搬費、処分費1式」において、設計で見込まれている数量をお示してください。	特別管理産業廃棄物の集積運搬費と処分費は、見積価格を採用しています。見積企業による一式見積であるため、数量はありません。
5月29日	50. <本工事内訳書>「A-12号労務者輸送費」に示される別紙共通仮設費計算書の内容をお示してください。	環境省の循環型社会形成推進交付金交付取扱要領に基づいて算出しています。その内容をご確認ください。
5月29日	51. <本工事内訳書>「A-13号安全費」に示される「交通誘導員B1現場」において、設計で見込まれている人数をお示してください。	488日の期間で1名、52日の期間で3名の体制で計上しています。
5月29日	52. <本工事内訳書>「A-14号共通仮設費」に示される別紙共通仮設費計算書の内容をお示してください。	国土交通省大臣官房官庁営繕部の公共建築工事共通費積算基準に基づいて算出しています。その内容をご確認ください。

5月29日	<p>53. <仕様書> 第1章 総則 1.1. 仕様書の適用範囲 「組合は、本工事を設計付施工契約方式（性能発注方式）により発注する。また、本仕様書に定めのない事項で本工事に必要となる場合は、工事受注者の調査設計の下、施工しなければならない。この場合、変更・追加に伴う契約金額の変更（増額）は行わないものとする。」とありますが、「性能発注方式」とは「発注者が達成すべき要求水準や性能を規定し、これらを達成する手順や方法については受注者側に委ねる方式」と考えてよろしいでしょうか。</p>	お見込のとおりです。
5月29日	<p>54. <仕様書> 2. 変更・精算 「次の場合は、前項の定めに従わず変更または精算を行うものとする。（2）本仕様書を下回った設計及び施工となった場合」とありますが、「仕様書を下回る」とは「要求水準や性能が下回る」事であり、「数量の増減は含まれない」と考えてよろしいでしょうか。 （例えば、設計内訳書に示される数量が1式ではなく、具体的な数量が示されている産廃処分費や埋戻し整地工事等）</p>	仕様書P.1「2. 変更・精算」、 「（2）本仕様書を下回った設計及び施工となった場合」とは、仕様書に明記している水準を下回った場合であり、例えば仕様書P.3「1. 解体撤去すべき施設概要」に記載の基礎杭の引抜が何らかの理由で対処できなかった場合、精算等の対象となります。但し、設計内訳書の数量の扱いについては、ご質問の括弧書きのとおりです。
5月29日	<p>55. <仕様書> 2. 変更・精算 「アスベスト対策工事」に関しては「令和3年4月施行 改正石綿障害予防規則」で「施工業者に実施が義務付けられている石綿の事前調査追加調査の結果、石綿が使用されていることが明らかになった場合は、石綿除去等の工事に必要な費用等を含めた発注条件について、施工業者が法令を遵守して工事ができるよう配慮すること」が定められています。追加調査や追加工事が発生した場合は、変更が認められると考えてよろしいでしょうか。（添付資料あり）</p>	本件施設でのアスベスト調査は、平成18年度と令和4年度に発注した業務委託で実施しており、組合としては専門の調査機関による2回の調査で確認した以外に、アスベストの含有は無いものと判断しております。しかしながら、新たに別の部位で検出されるに至った場合は、昨年度の調査が不十分なものであると判断した上で、ご質問の対処が必要をなると考えております。

5月29日	<p>56. <仕様書> 2. 変更・精算 「(5) 本工事による有価材の処分について、工事着手前に提出する実施設計図書と工事完了に伴い提出する出来高調書と比較して、有価材の処分量の出来高が実施設計より多くなった場合」とありますが、「多い場合は減額する」のであれば、設計図書に示された数量で入札に望んだ業者にとって「少ない場合は増額」の対象となりますか。ご検討をお願いいたします。</p>	<p>仕様書P.1「2. 変更・精算」による有価材の扱いについては、処分する数量の適正な管理を求めるため規定したもので、増額の判断は現時点で出来るものではないと判断しております。</p>
5月29日	<p>57. <仕様書> 2. 変更・精算 スクラップ重量の示されていない「解体プラント機器1式」については、変更対象外と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込のとおりです。</p>
5月29日	<p>58. 仕様書P24 第5章第1節1. 周辺の環境対策計画(1) 汚染水の処理で「解体工事エリア内の降雨による雨水は、解体作業で使用した汚水と交わっていないことを確認し濁水処理後に放流する。」とありますが、雨水は濁水処理設備を導入して処理後に放流しなければならないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>仕様書で記載のとおり、解体作業で使用した汚水と交わっていないことが確認できれば、濁水状態を改善し放流できるとしております。従いまして、濁水状態で放流を行ってはいけないということです。</p>
5月29日	<p>59. 仕様書P30 第7章第1節3. 環境調査等一般環境測定 の風向風速、気温湿度、騒音、信号、浮遊粒子状物質を敷地境界で常時測定しますが、常時測定する箇所数をご教授ください。また、埋戻し土の分析頻度が900㎡ごととありますが、平成31年環境省告示第6号に則った分析頻度(購入箇所の汚染のおそれによる)でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご質問の箇所は1箇所としておりますが、仕様書P.30、表上段記載文の「なお書き」の対応が生じる場合があります。埋戻し土の分析頻度については、平成31年1月環境省告示第6号において、搬入土の汚染のおそれの区分に応じた調査頻度を定めた「通知の記の第4の1(6)⑥ウ」によるものですが、調査内容は仕様書のとおりです。</p>
5月29日	<p>60. 申請時に提出した配置予定技術者については、参加条件を満たす者であれば本契約時に変更可能でしょうか。ご教示下さい。</p>	<p>可能です。</p>